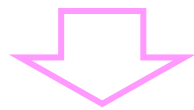


真珠の振興に関する法律概要

(平成28年6月7日法律第74号)

目的

- 我が国の真珠産業が、世界に先駆けて真珠の養殖技術を確立する等歴史的に世界の真珠の生産等において特別な地位を占めてきているとともに、その国際競争力の強化が重要な課題となっていること
- 真珠が国民になじみの深い宝石であり、真珠に係る宝飾文化が国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っていること



真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興を図るための措置を講じ、もって真珠産業の健全な発展及び心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的とする。

基本方針

農林水産大臣及び経済産業大臣は、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する基本方針を定めるものとする。

振興計画

都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する計画を定めることができる。

施策

- | | |
|-----------------|----------------|
| ① 連携の強化 | ⑧ 研究開発の推進等 |
| ② 生産者の経営の安定 | ⑨ 人材の育成及び確保 |
| ③ 生産性及び品質の向上の促進 | ⑩ 真珠に係る宝飾文化の振興 |
| ④ 漁場の調査等 | ⑪ 博覧会の開催への支援等 |
| ⑤ 漁場の維持又は改善 | ⑫ 顕彰 |
| ⑥ 加工及び流通の高度化 | ⑬ 国の援助 |
| ⑦ 輸出の促進 | |

施行期日

公布の日から施行